

えっ!
ちゃんと知りたい!
「作物群」登録のこと

この作物にも
使えるの?

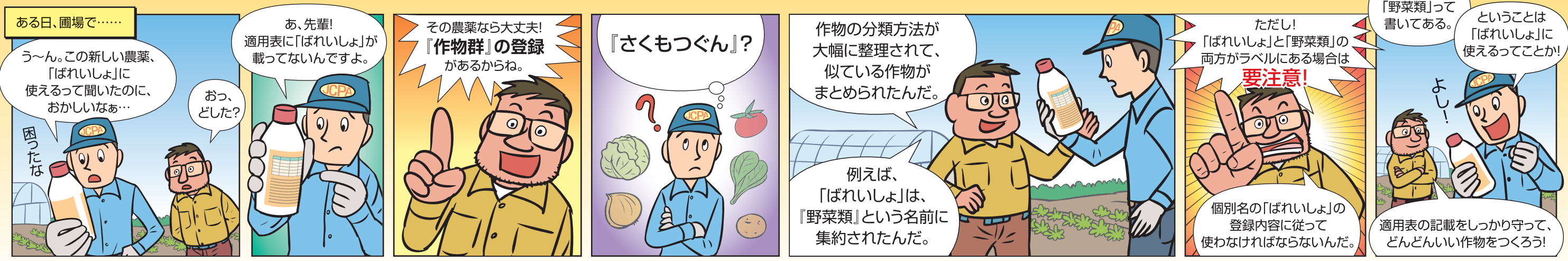


お問い合わせ先
公益社団法人
緑の安全推進協会
〒101-0047
東京都千代田区神田2-12-11
TEL.03-5209-2511
FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com
クロップライフジャパン
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-3-6
TEL.03-5649-7191
FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

「作物群」の分類が大幅に整理・拡充されました。適用表のチェックはしっかりと!

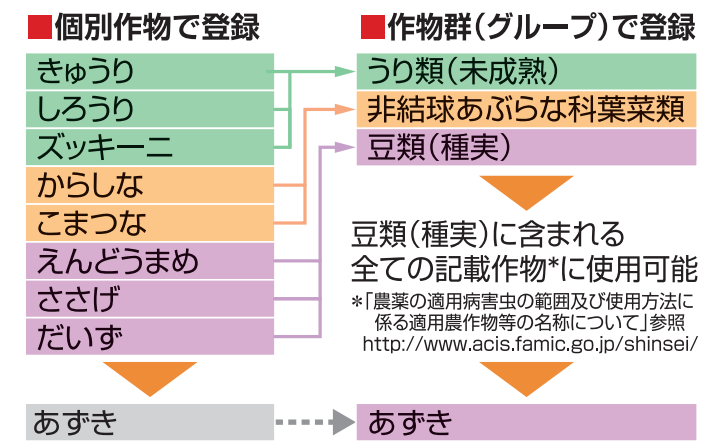
新しい作物群登録のメリットと注意点をきちんと理解して、正しく農薬を使いましょう。



農薬の残留性が似ている^(Q2参照)作物同士が、
大きな分類にまとめられました!

適用作物群での登録とは、「きゅうり」や「こまつな」のような個々の作物だけでなく、似ている作物同士をまとめた作物群として「適用作物」にする仕組みです。「作物群」で登録された農薬は、その「作物群」に含まれるすべての作物に使用することができます。

注:作物の集まりを「作物群」あるいは「グループ名」と名付けていますが、それらは同じ考え方による分類なので、区別する必要はありません。それぞれ、大・中・小の3段階、あるいは大・中の2段階にまとめられています。



農薬登録における適用作物分類(例)

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例
野菜類	いも類	—	かんしょ	さつまいも、シモンいも
		—	さといも	えびいも、たけのこいも、やろがしら、...
		—	ばれいしょ	じゃがいも
	なす科果菜類	ピーマン	とうがらし	大獅子、カリフォルニアワンダー、カラーピーマン、...
		およびとうがらし類	ピーマン	鷹の爪、八房、日光とうがらし、札幌大長とうがらし
		—	—	—
	葉菜類	レタス類	非結球レタス	サラダ菜、リーフレタス、...
		レタス	レタス	クリスヘッド型たまちしゃ
		—	—	—
		非結球あぶらな科葉菜類	こまつな	小松菜

↑赤枠内のどれか一つが「適用作物名」としてラベルに記載されます。

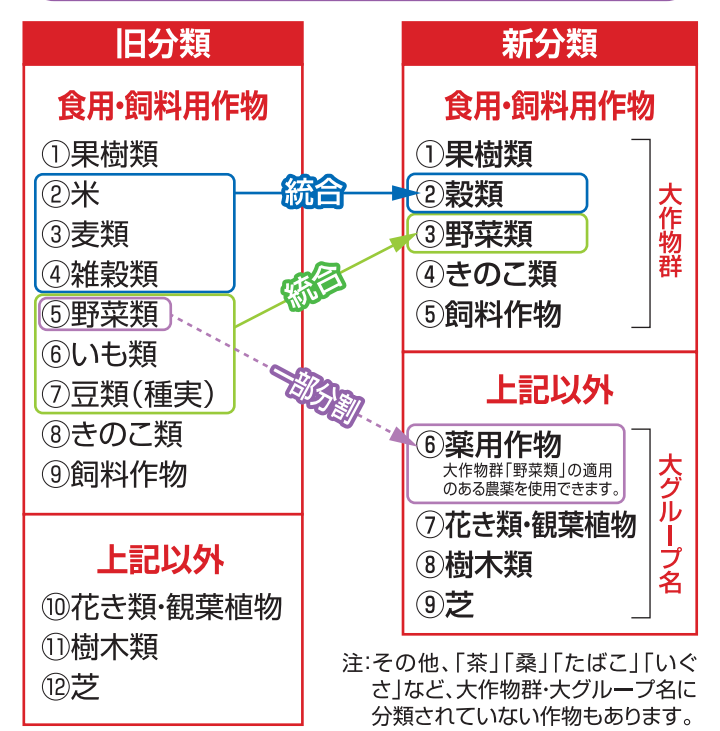
ポイント 適用作物群での登録とは、個々の作物名だけでなく、似ているいくつかの作物をまとめた「作物群」として登録する仕組みです。「大作物群」・「中作物群」・「小作物群」・「(個別)作物名」の4つに分類されましたが、農薬ラベルの適用表の「作物名」欄には、このうちのどれか一つが記載されます。

作物群はラベルでどのように表示?

作物名	適用害虫名	希釈	
野菜類	コナガ	200	作物群登録
	オオタバコガ ヨトウムシ	100	
ばれいしょ	アブラムシ類	200	個別作物登録
ピーマン	オオタバコガ	100	作物群登録
葉菜類	オオタバコガ ヨトウムシ	200	
	ハスモンヨトウ	100	個別作物登録
こまつな	ヨトウムシ	200	

ポイント たとえば、これまで異なる作物群に属していた「野菜類」と「いも類」は、「野菜類」という作物群に集約。個別に登録がある「ばれいしょ」や「こまつな」は、それぞれ「野菜類」や「葉菜類」に含まれますが、個別作物の使用方で使用します。

適用作物分類表の変更 (大作物群・大グループ名)



「作物群」を適用作物とする
農薬登録が導入されると、
以下のようなメリットがあります。

- 使える農薬が少なかった作物にも、使える農薬が増えることが期待できます。
マイナー作物や地域特有の作物など、登録農薬が少なかった作物にも使える機会が増えます。
- 作物の分類が明確になるため、使える農薬かどうかの判断が容易になります。
地域特有の作物名や、品種や形状の違いなどによる農薬の誤使用を減らすことが望めます。

以下の点に注意!

- これまで農薬ラベルに記載があった作物に対して、使えなくなるようなことはありません。
- 現行のラベルの記載内容に従って、これまで通りの分類で使用しても問題ありません。
- 作物群が新たに追加されても、個別の作物名で登録がある場合は、その登録内容に従ってください。
作物分類の「上位」と「下位」の両方がラベルに記載されている場合は、「下位の登録内容」で使用する。→Q1参照
- 登録のなかった作物や、新品種に使用する場合は、事前に確認を。
作物登録は代表作物の試験成績だけで登録されています。初めて使用する際には(特にマイナー作物など)小面積で試しに使ってみるか、指導機関や各農薬メーカーに相談することが望ましいです。

★これから使用する農薬が、その作物に使用できるかどうか分からないときや、不安に思うときは……

製品に記載されている問合せ先、指導機関(病害虫防除所、普及センター等)、(公社)緑の安全推進協会などに事前に相談しましょう。

(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

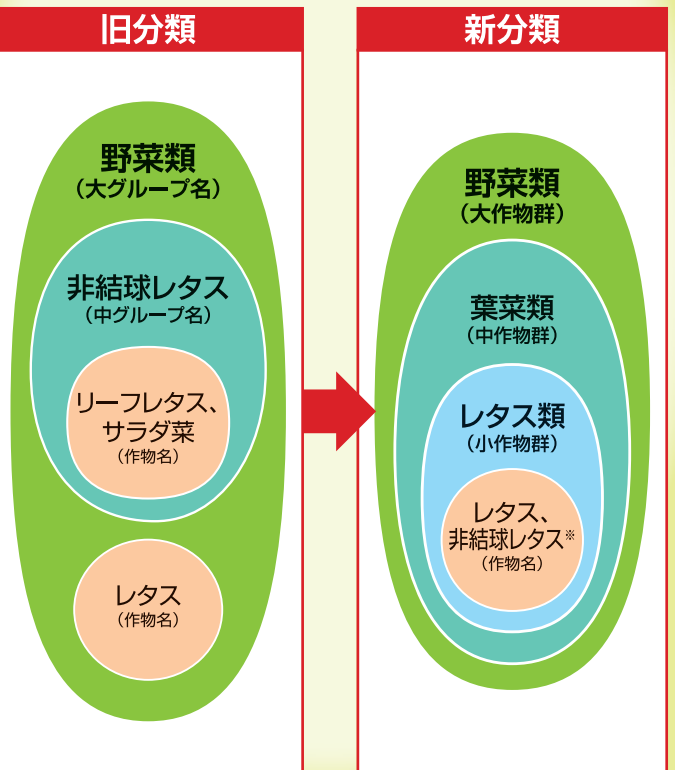
★すべての作物の分類は、(独)農林水産消費安全技術センターのHPに載っています。ぜひご参照ください。

「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称」
www.acis.famic.go.jp/shinsei/

Q1 適用表の「作物名」欄の見かたがわかりません

A:適用作物名が「大作物群」・「中作物群」・「小作物群」・「(個別)作物名」の4つに分類されました。適用表の「作物名」欄には、このうちのどれか一つが記載されます。しかし、例えば個別作物名の「非結球レタス」と「野菜類」の両方が記載されているような場合は、**下位の作物分類を優先**し、「非結球レタス」の適用病害虫や使用方法に従って使用してください。

■新分類の統合イメージ「非結球レタス、リーフレタス、サラダ菜」の例



※リーフレタスやサラダ菜は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」として、非結球レタスに含まれます。ただし、個別の作物名で登録がある場合は、それぞれの登録内容で使用してください。

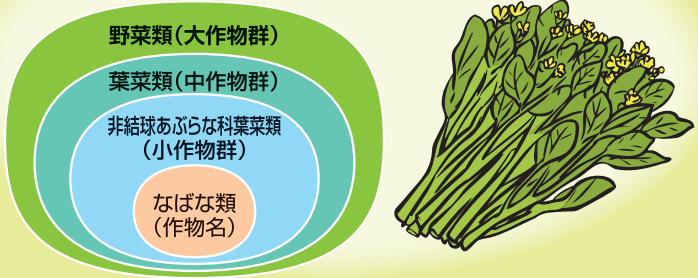
Q2 どんな基準で作物がグループ分けされたの?

A:作物を収穫する部位、収穫物の形、実際に食べる部位などを調べて、特徴が似ている作物をまとめて**作物群**とします。具体的にどのような作物を含めるかは、農薬の使用方法や、農薬を使用した結果として作物に残留する農薬の濃度等を考慮して決められています。

- 作物をグループ化する基準
- 1.植物学的に**類似性**が高いもの。
 - 2.植物の**利用部位**が同一であること。
 - 3.作物の**形状、表面の状況、重量**が大きく異なるらないこと。
 - 4.**栽培方法、生育時期、生育状態**が大きく異なるらないこと。

Q3 「オータムポエム」を栽培していますが、農薬ラベルから表記が消えてしまいました。どの作物群に分類されるの? それとも、もう使うことができないの?

A:「オータムポエム」は別名・地方名・品種名の扱いになるため、「なばな類」の作物名に集約・変更されました。なお、「なばな類」の他に、小作物群「非結球あぶらな科葉菜類」、中作物群「葉菜類」、大作物群「野菜類」の表示があればオータムポエムに使えます。



Q4 「みぶな」が新しい作物分類では「みずな」に含まれたけど、農薬ラベルに「非結球あぶらな科葉菜類」や「みずな」と書いてあっても使える?

A:農薬ラベルに「**みずな**」と記載されている農薬は、みずな、みぶなに使用可能です。すでに「**みぶな**」と記載されている農薬も、みずな、みぶなに使用可能です。また、「**非結球あぶらな科葉菜類(みずなを除く)**」と記載されている農薬は、みずなが個別作物として登録されていれば、みぶなは、みずなの登録内容で使用可能です。「**非結球あぶらな科葉菜類(みぶなを除く)**」と記載されている農薬は、みぶなが個別作物として登録されていれば、みずなは、みぶなの登録内容で使用可能です。

■「みずな」「みぶな」に1000倍で使用できます。

作物名	希釈倍数(倍)
みずな	1000

■「みずな」「みぶな」に1000倍で使用できます。

作物名	希釈倍数(倍)
非結球あぶらな科葉菜類	1000

■「みずな」「みぶな」に2000倍で使用できます。

作物名	希釈倍数(倍)
みぶな	2000

■「みずな」「みぶな」に2000倍で使用できます。「みぶな」は1000倍では使用できません。

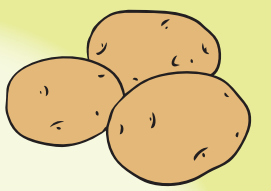
作物名	希釈倍数(倍)
非結球あぶらな科葉菜類(みずなをのぞく)	1000
みずな	2000

Q5 新しい作物分類では「野菜類」に「いも類」が含まれることになったけど、農薬ラベルに「野菜類」と書いてあれば「いも類」に使える?

A:農薬ラベルに「**野菜類**」と記載されている農薬を「**いも類**」に使用することは可能です。

■「いも類」に2000倍で使用できますが、1000倍では使えません。

作物名	希釈倍数(倍)
野菜類	1000
いも類	2000



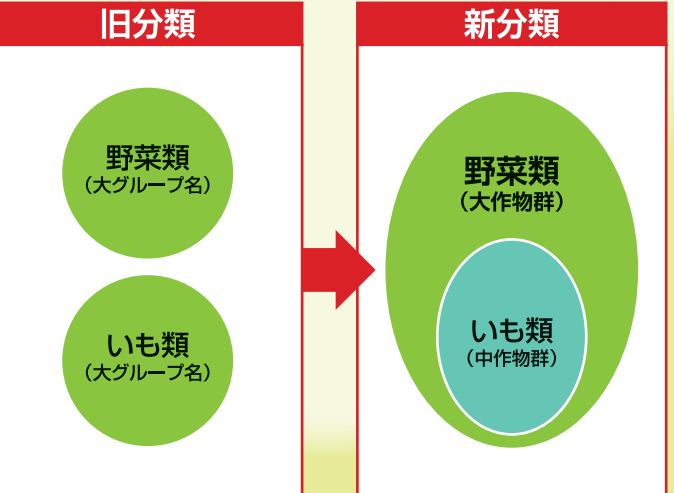
いも類に登録がある農薬は、いも類に対して、野菜類の使用方法ではなく、いも類の使用方法で使用する。

■「いも類」に1000倍で使用できます。

作物名	希釈倍数(倍)
野菜類	1000

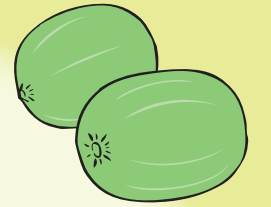
いも類に登録がない農薬は、いも類に対して、野菜類の使用方法で使用する。

■新分類の統合イメージ「いも類」

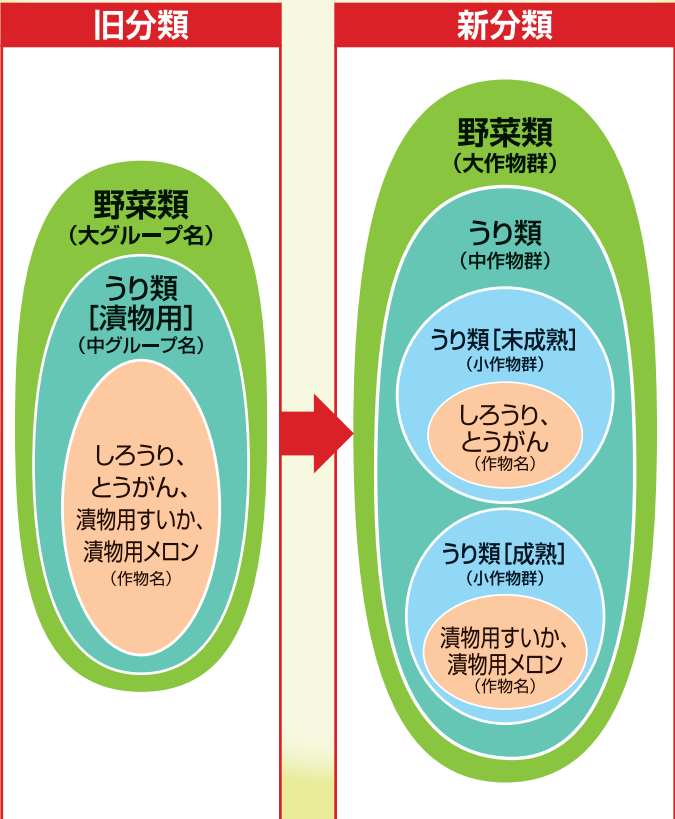


Q6 「漬物用メロン」に使える作物分類は?

A:農薬ラベルに「**漬物用メロン**」と記載されている農薬は、そのまま使用できます。また、「**うり類(漬物用)**」「**うり類(成熟)**」「**うり類**」「**野菜類**」の記載があれば「**漬物用メロン**」に使用することができます。



■新分類の統合イメージ「うり類」



Q7 旧分類の「雑穀類」が、新分類では「穀類」になったから、農薬ラベルに「雑穀類」と書いてあれば「稲」や「麦類」に使ってもいいの?

A:旧分類の「**雑穀類**」には「**稲**」や「**麦類**」が含まれないため、農薬ラベルに「**雑穀類**」と記載された農薬を、「**稲**」や「**麦類**」に使用することはできません。なお、農薬ラベルに「**穀類**」と記載されていれば、「**稲**」「**麦類**」「**雑穀類**」に使えます。



■「雑穀類」に含まれていた「とうもろこし」には1000倍で使用できますが、「稲」、「麦類」には使用できません。

作物名	希釈倍数(倍)
雑穀類	1000

■新分類の統合イメージ「穀類」

